

2025 年度 須坂市空き家活用事業のご案内

1. 対象となる空き家

空き家バンクに登録されている空き家（以下「登録空き家」）

2. 補助金交付対象者

- (1) 登録者 空き家バンクの登録を受けた者。
- (2) 購入者 売買契約の締結により新たに登録空き家の所有者となる者。
- (3) 転入者 購入者のうち売買契約の締結の際に市外に住民登録があり、購入空き家改修後に登録空き家に転居する者。または市内に転入後3年を経過していない者で、購入空き家改修後に登録空き家に転居する者。

3. 事業の種類、対象経費等及び補助額

事業の種類	対象経費等	補助額
空き家整理事業	登録者が行う、登録空き家の家財道具等を撤去又は処分に要する経費及び屋内又は屋外の清掃等に要する経費	2分の1以内の額。ただし、10万円を限度とする。
賃貸空き家改修事業	登録者が当該登録空き家の性能の回復のために改修を行う工事で、次に掲げる経費。ただし、工事費が20万円以上のものに限る。 (1) 住宅の内装、屋根又は外壁等の改修工事。ただし、別棟の物置及び車庫等に係る工事は補助対象としない。 (2) 住宅設備機器等の改修工事。ただし、建物に固定しない家電製品等の購入費用は補助対象としない。 (3) 隣接地との境界に設置されている擁壁、ブロック塀、フェンス等の改修工事	2分の1以内の額とし、40万円を限度とする。ただし、空き家整理事業の補助金の交付を受けていないときは、50万円を限度とする。
購入空き家改修事業	購入者が当該登録空き家の性能の回復若しくは向上のために行う修繕、模様替え又は設備改善のために行う工事で、次に掲げる経費。ただし、工事費が20万円以上のものに限る。 (1) 住宅の内装、屋根又は外壁等の改修工事。ただし、別棟の物置及び車庫等に係る工事は補助対象としない。 (2) 住宅設備機器等の改修工事。ただし、建物に固定しない家電製品等の購入費用は補助対象としない。 (3) 隣接地との境界に設置されている擁壁、ブロック塀、フェンス等の改修工事	2分の1以内の額とし、40万円（転入者は60万円）を限度とする。ただし、空き家整理事業の補助金の交付を受けていないときは、50万円（転入者は70万円）を限度とする。
公共下水道接続事業	賃貸空き家改修事業及び購入空き家改修事業に合わせて行う、公共下水道に新たに接続するための工事に係る経費。ただし、下水道受益者負担金等及び衛生設備器具等の購入、取付に係る費用は補助対象としない。	2分の1以内の額とし、50万円を限度に、 <u>賃貸空き家改修事業及び購入空き家改修事業の補助額に加算する。</u>
相続登記補助事業	空き家バンクに登録するために行う、空き家の相続登記に係る経費	2分の1以内の額。ただし、5万円を限度とする。
媒介手数料補助事業	空き家の売買又は賃貸借契約の際に発生する媒介手数料のうち、 <u>低廉な空き家等の売買又は貸借の媒介における特例にかかる部分の媒介手数料</u>	3分の2以内の額。

4. 交付対象者の条件（詳細はまちづくり課へお問い合わせください。）

- ・補助対象経費に係る工事等は、市内施工業者等に発注すること。
- ・市税を滞納していないこと。
- ・同一の申請者に係る補助金の交付は、事業年度および事業毎に1回限りとする。

<空き家整理事業>

- ・補助金の交付確定を受けた日から3年以内に、空き家バンクの登録を自ら取り消さないこと。

<賃貸空き家改修事業>

- ・補助金の交付確定を受けた日から3年以内に、空き家バンクの登録を自ら取り消さないこと。

<購入空き家改修事業>

- ・登録空き家の売買等の契約を締結した日から1年以内であること。
- ・5年以上当該登録空き家を活用または管理することについて誓約できること。

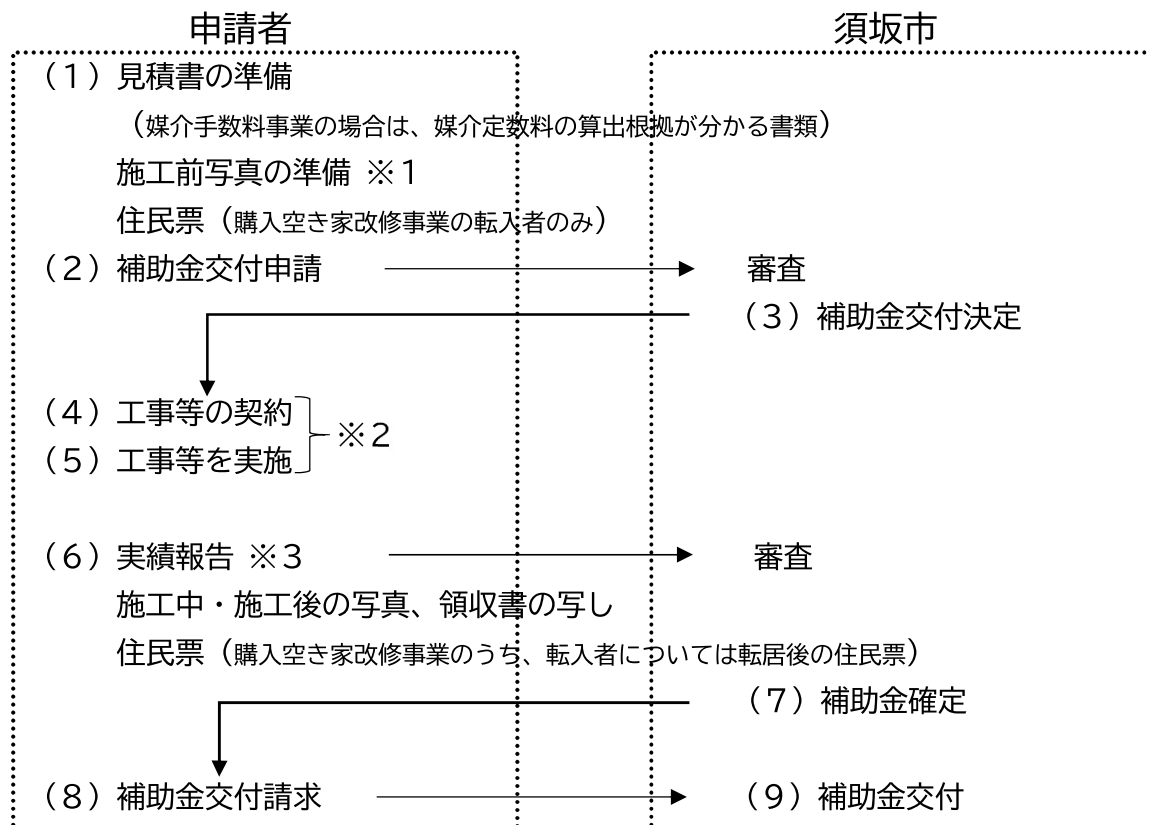
<公共下水道接続事業>

- ・須坂市下水道排水設備改造等資金融資あっせん要綱による融資を受けていないこと。

<相続登記補助事業>

- ・相続登記が完了した後に、速やかに当該空き家を空き家バンクに登録申請すること。

◆ 手続きの流れ



※1 相続登記補助事業・媒介手数料補助事業を除く。

※2 交付決定後に行うこと（決定前に事業（工事等）に着手した場合、補助金の対象外となります）。

※3 報告期限：事業の完了日から起算して30日以内または年度内のいずれか早い日。

【問合せ先】

須坂市役所3階 まちづくり課 住宅政策係

電話：026-248-9007

Eメール：s-machidukuri@city.suzaka.nagano.jp